

技能実習法に係る北海道地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 7 月 6 日
改正 令和元年 7 月 12 日
令和 3 年 8 月 16 日
令和 5 年 7 月 27 日
令和 6 年 7 月 23 日
令和 7 年 7 月 24 日
令和 8 年 7 月 23 日

1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る北海道地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、北海道地域の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2. 取組事項等

地域協議会においては、次の事項を行う。

技能実習制度の適正化に向けた、北海道地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項の協議・決定

技能実習制度の現状を踏まえた、北海道地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有

技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び事業所管省庁の北海道地方支分部局、北海道、機構との連携の確保及び強化

育成就労制度の施行に向けた情報共有

3. 組織

- (1) 地域協議会は、北海道労働局、札幌出入国在留管理局、北海道農政事務所、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道、北海道警察本部、機構札幌事務所等の実務担当者で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年 6 月頃を開催する。また、必要に応じて、臨時に地域

協議会を開催することができる。

- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5．事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、北海道労働局が担当する。
- (2) その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

別表 1 北海道地区

都道府県労働局	地方入国管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習機構 地方事務所
北海道労働局労働基準部監督課長 北海道労働局職業安定部訓練課長 北海道労働局雇用環境・均等部指導課長	札幌出入国在留 管理局審査第二 部門首席審査官	北海道農政事務 所生産経営産業 部担い手育成課 長	北海道経済産業局 地域経済部地域経 済課産業人材政策 室長	北海道開発局事業 振興部建設産業課 長補佐	北海道運輸局自動 車技術安全部整 備・保安課長 北海道運輸局海上 安全環境部次席運 航労務監理官	北海道総合政策部国際局国 際課外国人材担当課長 北海道警察本部生活安全部 保安課長	外国人技能実習機構 札幌事務所長